

平成 29 年 1 月 18 日

各 位

伊豆シャボテンリゾート株式会社
代表取締役社長 北 本 幸 寛
(コード番号 6819)
問い合わせ先
経営企画室室長 桑 原 亮 介
電話番号 03-5464-2380

当社子会社保有不動産の競売開始決定通知に関するお知らせ

当社の子会社である株式会社伊豆シャボテン公園（以下「ISP 社」という）は、平成 29 年 1 月 18 日に、静岡地方裁判所沼津支部より、ISP 社の保有不動産（以下「対象不動産」）に対する競売開始決定の通知を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 申立の概要

- ① 不動産競売開始を決定した裁判所及び年月日
通知した裁判所： 静岡地方裁判所沼津支部
決定の年月日： 平成 28 年 12 月 26 日
- ② 当該競売を申立てた者
商号 株式会社ケプラム
所在地 東京都新宿区歌舞伎町一丁目 1 番 4 号
代表者の役職・氏名 代表取締役 木村竹志
- ③ 競売開始決定を受けた不動産
ISP 社が静岡県伊東市に保有する伊豆シャボテン動物公園等の土地・建物

2. 申立の経緯

- ① 対象不動産は、平成 18 年 3 月 9 日に ISP 社が、株式会社 ICP より取得した、静岡県伊東市に所在する伊豆シャボテン動物公園を含む土地・建物であります。対象不動産には、株式会社ケプラム（以下「ケプラム社」という）が有する株式会社 ICP に対する債権に対して付されている根抵当権が存在しております。
- ② 対象不動産に関しては、平成 28 年 5 月 12 日付け「当社子会社における和解内容に関する新たな合意に関するお知らせ」にありますとおり、「平成 28 年 5 月 13 日以降の任意の時期に、対象不動産の競売を申し立てられるものとする」とあり、ケプラム社が対象不動産の競売を申し立てることについては双方合意の下で行われております。
- ③ 平成 28 年 8 月 8 日付け「当社子会社保有不動産の競売開始決定通知に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、平成 28 年 7 月 29 日に静岡地方裁判所沼津支部より、伊豆ぐらんぱる公園等の土地・建物について不動産競売開始の決定通知を受領しています。今回の不動産競売開始決定はこれに続くものであります。

3. 今後の対応について

今回の競売開始決定通知は、先述したとおり、平成 28 年 5 月 12 日付け「当社子会社における和解内容に関する新たな合意に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、ISP 社とケプラム社との間において締結された新たな合意に基づくものであります。

なお、平成 27 年 11 月 13 日付け「当社子会社における和解内容に関する新たな合意及びそれに伴う営業外費用の計上に関するお知らせ」にありますとおり、「ケプラム社は対象不動産について再度、競売が開始された場合は、ケプラム社が保有する株式会社 ICP に対する債権の額面額を最大限利用し、自己競落に努める」という合意、及び「ケプラム社が、競売により当該不動産の所有権を取得した場合、ケプラム社は ISP 社に対し直ちに対象不動産の賃貸契約を締結するものとする」という合意がされております。

そのため、当競売開始決定が、当期の業績に与える影響については軽微であります。

以上